

国民健康保険から制度改革のお知らせ

70歳未満 4月1日から 入院時医療費の 支払いが変わります

4月1日から70歳未満の人が入院した場合の医療費負担が、一定の限度額までになる制度が始まります。この適用を受けるためには、限度額適用認定証が必要です。入院した場合は、各総合支所国保担当課へお問い合わせください。

入院時には限度額適用認定証の申請を

平成19年4月診療分から、70歳未満の人が入院する場合に「限度額適用認定証」を医療機関窓口で提示すると、支払いは自己負担限度額までとなります。自己負担限度額は右表のとおりです。限度額認定証の提示がないと適用されませんので注意してください。

限度額適用認定証の交付申請は、入院する月の末日までに各総合支所国保担当課窓口で受け付けています。国保の保険証と印鑑を持参して交付を受けてください。国保税の納付状況によっては交付できない場合もあります。

標準負担額減額認定証の交付を受けている人へ

制度改革に伴い、19年4月以降も有効な標準負担額減額認定証の交付を受けている70歳未満の人で、4月以降入院している人も手続きが必要です。4月27日までに手続きをしてください。

- 申請先 各総合支所国保担当課窓口
- 必要なもの 国保の保険証、標準負担額減額認定証、印鑑

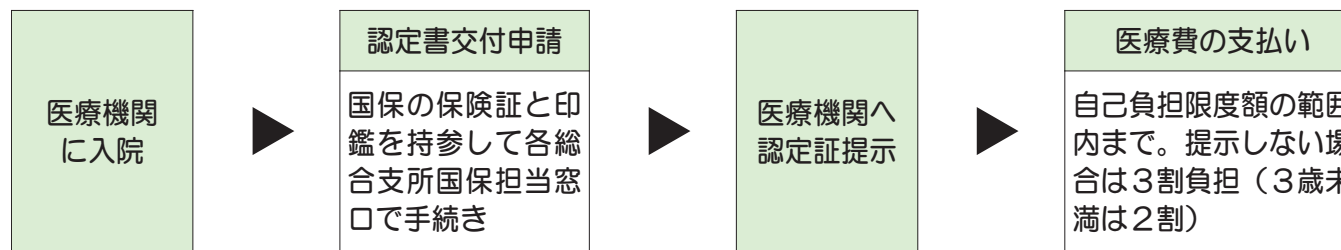
【70歳未満自己負担限度額(月額)】

食事負担額や自費分は限度額に含みません

所得区分	3回目まで	4回目以降 ※2
上位所得者 ※1	150,000円 ただし、医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%をプラス	83,400円
一般	80,100円 ただし、医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%をプラス	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯
※2 過去12カ月間に、1つの世帯での高額支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額

交付申請手続きから医療費支払いまでの流れ



国保にはこのような制度があります (申請は各総合支所国保担当課窓口へ)

種類	内容	申請に必要なもの	種類	内容	申請に必要なもの
出産育児一時金	<ul style="list-style-type: none"> ▶国保加入者が出産したとき、申請により支給します ▶一時金を医療機関に直接支払う方法(受領委任制度)もありますので担当窓口でご相談ください ▶申請できる期間は出産日から2年間 	被保険者証 印鑑 口座番号が分かるもの(郵便局は除く)	葬祭費	<ul style="list-style-type: none"> ▶国保加入者が亡くなったとき、申請により葬祭を行った人に支給します ▶申請できる期間は、葬祭を行った日から2年間 	被保険者証 印鑑 口座番号(郵便局は除く)
上記のほか、国保加入者が国民健康管理施設ひまわり荘を利用したときの助成制度があります。詳しくは国保担当課へお問い合わせください。					

ご利用ください
4月1日から

市は4月1日から、防災や災害に関する情報を、希望する市民の携帯電話にメール配信するサービスを始めます。

このサービスは、県の携帯電話向け情報配信システム(若手モバイルメール)を利用して行います。インターネットサービスと契約している携帯電話であれば誰でも利用でき、情報は無料(通信料は個人負担)です。また胆江地区消防組合では、管内の火災情報のメール配信サービスを4月から始めます。これに伴い、旧江刺市が行っていた「江刺災害情報メール」は4月末で配信を停止します。

これらのサービスを利用するには、下記の方法でユーザー登録が必要です。

【県の携帯WEBページ】

http://www.pref.iwate.jp/mドコモはi-mode、auはEZweb、ソフトバンクはYahoo!ケータイを選択し、インターネット接続画面で上記URLを入力し、岩手県庁の携帯WEBページにアクセスしてください。

■問い合わせ 江刺総合支所生活環境課(内線264)

携帯メールで
防災情報をお知らせ

江刺カルチャパーク
親水広場

4月1日から、整備中の江刺カルチャパークII杉ノ町IIの一部(0・6号)が利用可能になります。今回新たに利用できるのは、テニスコート北側にある遊具エリアや芝生広場です。トランポリン状の遊具「ふわふわドーム」をはじめ多数の遊具があり、川のような流れで水に入って遊べる親水広場や、桜並木のある休憩スペースも設置しました。家族や友人同士でぜひご利用ください。



■問い合わせ 江刺総合支所地域整備課(内線344)

現在工事中の親水広場。夏場は子どもたちの歓声が聞こえてきそうです。